株式会社ホテル四季彩株式の譲渡について

平成 18 年 4 月 28 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者にかかる株式の譲渡を行うこととしました。これにより、機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなります。

1. 対象事業者の氏名又は名称
   株式会社ホテル四季彩

2. 経緯
   対象事業者につきましては、平成 16 年 6 月 4 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行い、平成 16 年 7 月 30 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行いました。
   平成 16 年 11 月には、事業再生計画に沿って受皿会社（以下「新ホテル四季彩」という。）への会社分割及び新会社への増資が行なわれ、機構は 186 百万円の現金出資により議決権割合の 97%にあたる普通株式（出資額 96.5 百万円）及び優先株式の 100%（出資額 89.5 百万円）を取得しました。その後、平成 17 年 3 月には、これら機構保有株式のうち、普通株式の 58.7%及び優先株式の 60%を有限会社とちぎフレンドリーキャピタル（以下「ＴＦＣ」という。）に譲渡しました。
   機構は、対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、対象事業者に対して保有する残存株式の譲渡のためのプロセスを進め、今般大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社（以下「大和ＰＩ」という。）及び対象事業者社員への譲渡の決定に至ったものです。本決定を受けて、ただちに譲渡先との間で譲渡に関する契約を締結し、本年 5 月末に株式譲渡を実行する予定です。

（注）株式譲受会社概要は別紙の通りです。

3. 出資額等
   機構は、新ホテル四季彩に対して、186 百万円の現金出資により議決権割合の 97%にあたる普通株式（出資額 96.5 百万円）及び優先株式の 100%（出資額 89.5 百万円）を取得していました。このうち、平成 17 年 3 月に、普通株式の 58.7%及び優先株式の 60%を有限会社とちぎフレンドリーキャピタル（以下「ＴＦＣ」という。）に譲渡しました。当該譲渡後、機構の持分は、議決権割合の 40%にあたる普通株式（39.8 百万円）及び優先株式の 40%（35.8 百万円）の合計 75.6 百万円となっていましたが、今般、当該株式の全てを譲渡するものです。

4. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本 1,000 千円の債権を金融機関等から 83 千円で買取り、事業再生計画に沿って債権放棄（917 千円）を行った後の残存債権 83 千円について、新ホテル四季彩より平成 17 年 3 月に全額の弁済を受領済みです。

5. 主務大臣の意見

なし

【お問合せ先】

〒100-0005　東京都千代田区丸の内 3－3－1　新東京ビル 9 階
株式会社産業再生機構　企画調整室
電話番号　　03-6212-6437

（別紙）

株式譲受会社概要

■　大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社

住所　　：東京都千代田区丸の内１丁目８番１号
代表者　　：渡辺秀雄
設立　　：2001 年 10 月 1 日
資本金　　：20 億円
従業員数　　：90 名
主な事業内容：プライベート・エクイティ投資、不動産投資、金銭債権投資、
各種ファンド組成・運営（地域再生ファンド、企業再生ファンド等）
排出権関連投資、等